

新しい風ニュース NO 229

やまがたの環境とくらしを考える会 (通巻266)
岐阜県山県市西深瀬208 Tel・FAX 0581-22-4989

なんでも相談 どの政党とも無関係の 寺町ともまさ 2010年10月23日

HP ⇒ <http://gifu.kermin.net/teramachi/> メール ⇒ tera@ccy.ne.jp

毎日、千数百のアクセスがある私の日記(ブログ)は「てらまち」で検索するのが一番早いです

10月26日(火)まで! リコール署名期間

選挙ポスター代水増し詐欺の県議会議員リコールの署名は10月26日火曜日までです。

リコール署名の日付は「10月26日」までのものが有効です。

署名済みの用紙はできるだけ早くお送りください。

9月にお届けした署名簿は、「署名の仕方がとても分かりにくい」、「受任者のところも書かなきゃいけないのか、面倒」「人数が20人分もあって、こんなに集めないといけないか。(『と、びっくりした』とか、『だから、放ってある』)」との声も少なくありません。

今回、分かりやすい署名用紙に変えました。指摘された記入方法の分かりにくさなど、大幅に改善させました。署名簿は、A3版用紙を2つ折。このニュースより、縦横とも3cm大きいだけの1枚です。

署名の用紙は 先週の月曜日、18日の新聞朝刊の広告で

分かりやすくしたリコール署名の用紙は、先週の月曜日、

18日の新聞朝刊の広告でお配りしました(返信用封筒も)。

お気づきにならなかった方は、お手数ですが、探してみてください。

なければ、ご近所、知人にでもたずねてください。

また、宣伝カーで市内全体に「リコール署名のお願い」を案内して回っています。

どうぞ、ご家族だけでも、ご家族の一部でも、お一人でも、署名をお送りください。

もちろん、以前の「返信用封筒」も「署名簿」も有効ですから、そのまま使えます。

30日(土)までには届くように発送してください

リコール成立には、有権者の3分の1。約8700人の署名が必要です。

一人でも多くの方がリコール署名にご協力いただけますよう、お願いします。

10月9日付のニュース228号で「東海環状道計画とトラストについて話し合いが10月13日に開かれ、それを経てトラストの解除手続きすることなどにふれ、詳しくは改めて報告、としました。先日10月15日、2つの団体として、国土交通大臣、岐阜県知事、山県市長に次の文書を提出しました。(関連はウラ面に続く。私の意見もまとめました)

東海環状自動車道・(仮称)山県インター周辺の 事業に関する要望とトラスト運動の撤回表明

東海環状自動車道・(仮称)山県インター周辺の事業にかかって、私たちは、団地南側に関して、「団地近くまでの『土盛工』から「インター料金所直近ライン部での『擁壁』」に計画変更したことを相応に評価する。

さらに、私たちの要望(別紙-1)にかかるその後の話し合いの経過、そして一昨日10月13日に「尾ヶ洞南自治会と山県市との話し合い」がなされたことで、昨年8月21日以来の国、県、市、私たちの5者の協議は終了したものと認識する。

私たちは、今後は協調的に事業に対応することとしている。

については、今後の同事業の進捗に合わせて、必要な諸点を逐次実施されることを改めて強く求めるものであり、合意の結果として、私たちは、ここにトラストの撤回を表明するものである。

1. 国、岐阜県、山県市は、「平成21年11月19日 山県市長、岐阜土木事務所長、岐阜国道事務所事業対策官」発の「平成21年8月21日付 尾ヶ洞南自治会より提出された『協議要望書』について」とする回答(別紙-2)及びその前後の話し合いの経過を尊重すること。

2. 私たち住民側は次のことを表明する。

(1) 1995年ごろに地権者が提出した「不売及び調査・測量拒否通告書」(測量も買収交渉も拒否するとの旨の意思の表示及び通知)を全て撤回する。

(2) インター敷地内の4筆の土地に関して、1994年12月及び1996年6月に実施した、「合計約7700㎡、共有持分登記した延人数約100名、共有地権者数76名」の共有権トラストの運動を中止するものとし、できるかぎり速やかに所有権の登記を原状に復する手続きを行う。

以上

別紙-1 平成21年8月21日付 国、県、市宛 尾ヶ洞南自治会の「協議要望書」

別紙-2 「平成21年11月19日」付け「平成21年8月21日付 尾ヶ洞南自治会より提出された『協議要望書』について」とする回答

別紙-3 東海環状自動車道・西回りルート・山県市の関連の運動の状況と経過

別紙-4 東海環状自動車道・西回りルート・山県市の関連の運動の経過(年表)

【トラスト撤回に関する私の意見】 もう16年前になりますが、東海環状自動車道の旧・高富町内のルートが公表されました。その案では、立ち退きや一部がわかる家もたくさんあり、地盤が弱いことや水害、環境悪化などの心配もつきません。そのルートが汚かれた線上の地域の全部である8自治会が「ルートに反対」の表明をしました。私も、インターの直近でもっとも被害を受けるであろう人たちやその他の地域の人たちと、ルート変更を求めてトラスト運動も開始しました。

地域は、その後、時間の経過とともに、少しずつ受け入れ状況に変わっていきました。

そんな中で、本意にしろ不本意にしろ、事業を進めた皆さんにはご心配やご迷惑をかけて申し訳ありませんでした。ともかく、国が2008

年になって、インター周辺の建設工法を擁壁式に変更する案を示したことで、昨年2009年の夏以来、自治会とトラスト運動の会は、国や県・市と話し合ってきました。その結果、付近住宅の安全や環境配慮などがそれなりに確保できたとしてトラストの撤回を決めました。

私は、事業進行に伴う市民の皆さんの安全の確保や懸念のないように配慮しつつ、今後は、事業の進行に前向きに協力していきます。

■ルート変更運動終える
山県市に建設が予定されている東海環状道のインターチェンジをめぐる、住民らがルートの変更を求めて行っていたトラスト運動について、地元自治会などは15日、運動を終えたと発表した。工法が変更されて道路と団地の間に数十メートルの距離ができたことや、国などが住民側の要望の一部を受け入れたためだという。

2010.10.16 朝日

2010.10.16 中日

トラスト運動を撤回

東海環状道 高富IC建設で住民ら

東海環状自動車道西回りルートの高富インター（仮称）をめぐる、一九九四年から予定地の土地を多人数で共有し、買収を防いできたトラスト運動について、実施してきた地元住民団体が十五日、県庁で記者会見し、運動の撤回を表明した。

トラスト運動は、インターを住宅団地に近接して建設する計画が公表されたのを受け、地元住民が洪水の頻発や地盤沈下などを懸念して開始。盛り土部分や道路予定地など計七千九百平方メートルを自治会と七十六人が共同所有し、全員の合意がなければ事業を進められない状態とした。

国は二〇〇八年にインターの団地に接する部分を斜めに広がる盛り土から垂直な擁壁に変更することで、団地との距離を離し地盤への影響を緩和する案を提示。住民側は、周辺環境の調査や洪水対策などを要望し、行政側

がこれを受け入れたため撤回を決めた。トラスト運動の会の寺町知正さん（写真）は「前は会見後、県の担当課に撤回表明と要望への回答を実行するよう求める要請文を提出。地元の尾ヶ洞南自治会国道対策評議会の天谷孝夫会長（同）は「トラストがなければ行政が住民に話を聞きに来ることもなかったら。教訓を与えて成果もあった」と話した。

（中崎裕）

2010.10.16 岐阜

海東市の建設
山環道IC

トラスト運動取りやめ

住民ら国の工法変更で

山県市内を通ること
が決まっている東海環
状自動車道の高富イン
ターチェンジ（仮称）
に近接する住宅団地の
住民らが14日、国にル
ートの変更を求めて1
994（平成6）年から
続けてきた、予定地
を多くの地権者で共同
所有し、測量や買収交
渉を拒否する「共有権
トラスト運動」を取り
やめる、と発表した。
国が団地に近接する

部分の設計を見直して
道路用地を住宅から後
退させる工法に変更し
たりして地盤沈下など
を憂慮する住民に配慮
したため。運動を主導
した同市の寺町知正市
議と尾ヶ洞南自治会の
天谷孝夫さんが県庁で
会見し、「今後は建設
を前提に協動的に対応
する。国は住民が困ら

ない対策を着実に進め
てほしい」と語った。
運動は、建設が予定
されているインター付
近の山林や宅地など約
7700平方メートルを
外の延べ約100人で
共有。同トラストを道
路で実施したのは初め
てで、国会などでも取
り上げられた。

2010.10.17 読売

高富IC建設反対 トラスト運動撤回

2市民団体

東海環状自動車道西回り
の（仮称）高富インターチ
ェンジ（IC）建設反対の
ため、複数の地権者が共有
登記し、買収を阻止するト
ラスト運動を展開してきた
市民団体が15日、県庁で記

者会見し、「高富ICの建
設工法変更で一定の成果を
上げた」とトラスト運動撤
回を表明した。

トラスト運動を展開して
きたのは「東海環状自動車
道・共有権トラスト運動の
会」（寺町知正代表）と「尾
ヶ洞南自治会・国道対策評
議会」（天谷孝夫会長）の
2団体。

国は当初、高富ICの建
設工法を盛り土式で行う計
画を発表。しかし、2団体
は、現場は地盤が軟弱な上、
付近住宅に影響を与えると
して、1994年からトラ
スト運動を開始。これまで
に約7800平方メートルを
約100人が共有登記し
た。

国は当初、高富ICの建
設工法を擁壁式に変更
する案を提示。2団体は国
や県と話し合った結果、付
近住宅の安全と環境配慮な
どが確保できたとして運動
撤回を決めた。

寺町代表は「工法変更で
付近住宅への影響が軽減さ
れる。これからも建設工事
を監視し、要望を続けてい
きたい」と話した。

その後、国が2008年